

はじめよう、快適エコすまい

住宅取得に使える

# 3つの 支援策



併用可能です

## ① こどもエコすまい支援事業を創設

**新築** 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象、ZEH住宅の取得に100万円補助

**リフォーム** すべての世帯を対象に、原則最大30万円補助

(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限を最大60万円まで引き上げ)

## ② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

## ③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

詳細は裏面のHPまたはお問合せ先へ

# 3つの支援策 それぞれの要点

## ① こどもエコすまい支援事業を創設

**概要** **新築** 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、ZEH住宅の取得に100万円補助

**リフォーム** すべての世帯を対象に、原則最大30万円補助  
(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限を最大60万円まで引き上げ)

**対象者** 令和4年11月8日以降に「対象工事」に着手し、申請した方  
※対象工事：新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事

**受付期間** 令和5年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)  
※申請は住宅事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。  
※一般消費者の皆様におかれては、申請が予算の上限に達した等の事情により補助金の交付が受けられなかった場合の補助金相当分の負担について、住宅事業者との間で、契約前の商談の段階で明確化しておくようお勧めします。

**詳細は**

**お問合せ先** **こどもエコすまい支援事業事務局**

受付:9時～17時  
(土日祝を含む) **☎0570-200-594** (通話料がかかります。)

※IP電話等からのご利用の場合 045-330-1340 <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp>



住宅の省エネルギー支援については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省の連携により、ワンストップでの利用を可能とします。  
詳細は <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp> をご参照ください。

## ② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

**概要** ・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除  
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。

・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ

**対象者** 令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

**詳細は**

**お問合せ先** **お近くの税務署へ**

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)



## ③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

**概要** 親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、  
最大1,000万円までの贈与が非課税

**対象者** 令和4年1月から令和5年12月末までに贈与を受けた方

**詳細は**

**お問合せ先** **お近くの税務署へ**

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html)



詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>